

茨城工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

〔 令和2年8月5日 〕
制 定

(設置)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」という。）第5第1項に基づき、茨城工業高等専門学校（以下「本校」）にいじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめの未然防止のための環境づくりに関すること。
- (2) いじめの相談・通報を受ける窓口に関すること。
- (3) いじめの早期発見・事案対処のための情報収集、記録、共有に関すること。
- (4) いじめに係る事実の把握といじめであるか否かの判断に関すること。
- (5) いじめの被害学生・加害学生や保護者への組織的な対応に関すること。
- (6) 基本計画に基づく取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること。
- (7) 基本計画に基づくいじめの防止等に係る校内研修の企画・実施に関すること。
- (8) 基本計画の点検・見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長（教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長）
- (3) 学生主事補（運動部担当・文化部担当）
- (4) 寮務主事補
- (5) 学生健康センター長
- (6) 系長・部長
- (7) 事務部長
- (8) 学生課長
- (9) 看護師
- (10) その他校長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員は、校長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が不在のときは、副校長（学生主事）がその職務を代行する。

（定足数及び議決方法）

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（重大事態対策本部）

第6条 委員会は、いじめにより学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合（以下「重大事態」という。）には、いじめ重大事態対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

2 対策本部の構成員は委員長が指名する。

3 対策本部の長は委員長が指名する。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、学生課において処理する。

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年8月5日から施行する。